

# ○弘前大学附属図書館運営の内部質保証に関する自己点検・評価実施要項

令和元年 11 月 28 日  
附属図書館運営委員会決定

## 第 1 目的

この要項は、弘前大学における内部質保証の基本方針（令和元年 11 月役員会・教育研究評議会決定第 3 号）（以下「方針」という。）に基づき、附属図書館（以下「図書館」という。）が、弘前大学の教育研究及び学修活動を支える重要な学内組織としての役割を担うため、その運営状況に関する点検・評価の実施及び改善に関する事項を定めることを目的とする。

## 第 2 自己点検・評価の実施

附属図書館運営委員会（以下「運営委員会」という。）は、方針に基づき、図書館における学術情報の整備状況や利用状況など、図書館の運営状況に関する自己点検・評価を実施する。

## 第 3 自己点検・評価の項目

前記第 2 の自己点検・評価の項目は、次のとおりとする。

- (1) 学術資料の整備状況
- (2) 図書館の利用状況
- (3) 図書館の施設・設備の整備状況
- (4) 図書館に対する満足度の状況
- (5) その他必要と認められる事項

## 第 4 自己点検・評価の実施時期

自己点検・評価は原則として毎年度実施する。

## 第 5 他の評価結果等の活用

- 1 自己点検・評価にあたっては、法人内部監査等の学内の他の評価や大学機関別認証評価等の第三者評価の結果を活用する。
- 2 必要に応じ、関係者（学生、卒業生（修了生）等）からの意見聴取を実施し、自己点検・評価に活用する。

## 第 6 改善計画の策定及び実施、報告

- 1 運営委員会は自己点検・評価の結果について、附属図書館長に報告する。
- 2 附属図書館長は、運営委員会が実施した自己点検・評価の結果について、担当する推進責任者に報告し、当該推進責任者は、統括責任者に報告する。
- 3 自己点検・評価の結果、改善が必要と認められた場合、担当する推進責任者の指示に従い、適切に実施するとともに、その進捗状況について担当する推進責任者へ報告する。

附 則

この要項は、令和元年 11 月 28 日から実施する。